平成２６年（フ）第３５号
福島県伊達市保原町字泉町39番地６　メゾン泉205号
債務者　津田久美子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１２６号
広島県福山市手城町１丁目３番20―３号
債務者　田口　康治
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１３１号
広島県福山市鞆町後地992番地１
債務者　高松　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２９号
青森市大字羽白字沢田12番地３
債務者　工藤　弓子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
京都府京丹後市大宮町口大野563番地の21
債務者　白江多佳子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第８９号
釧路市柏木町11番７号
債務者　河連美年子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
北海道釧路郡釧路町雁来１番地70
債務者　庄司真奈美（旧姓大坂）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８１８号
横浜市戸塚区汲沢町1140　グループホームなのはな、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目22番13号　高桑ハイツ201号
債務者　小林　美貴
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３９号
横浜市南区白金町２丁目25番地　白金ビル502
債務者　平山　和彦
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４４号
横浜市栄区飯島町2907番地の１　みどり野ハイツ３棟207号
債務者　齋藤　廣作
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７７号
横浜市中区寿町３丁目11番地１　第２長生館304号室
債務者　長谷川湯紀彦
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
沖縄県うるま市与那城平安座8047番地
債務者　徳田　益男
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７８号
沖縄県うるま市喜仲１丁目７番19号
債務者　金城　榮子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６０１０号
東京都中野区上高田２丁目40―14―203
債務者　大内　雅人
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０２５号
東京都台東区千束３丁目18―18―205
債務者　相馬　廣見
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０２８号
東京都中央区月島１丁目25―５―202
債務者　前島　　裕
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０２９号
東京都足立区扇３丁目21―13　第二榎本荘103
債務者　大坂　忠男
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部